

1 基本方針

● 条例の概要

こどもの権利に関する条例（こどもたちの人権を尊重し、安心して成長できるための施策に関する基本理念や責務などを盛り込んだ条例）

● 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

2 骨子案（未定稿）

以下は、現在、こども基本条例ワーキンググループで検討している骨子案（未定稿）である。

● 前文

条例を制定するにあたっての基本的な認識、制定の背景、経緯、制定に向けた決意、全般の解釈等を示す。

● 目的

条例を制定する目的を示す。

【検討案】

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。）の精神にのっとり、こどもの権利を守るための基本理念を定め、市、保護者等の役割を明らかにすることにより、全てのこどもの権利の保障をし、もってこどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること。

2 骨子案（未定稿） 続き

●定義

条例で使用する用語を定義する。

【検討案】

- (1) こども 18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を有することが適当であると認められる者
※これらの者と等しく権利を有することが適当であると認められる者：18歳になった高校生等
- (2) 保護者 親及び親に代わりこどもを養育する者
※親に代わりこどもを養育する者：里親、親に代わり監護・養育する者
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設
※施設の例：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- (4) 市民等 市内に在住し、通学し、又は通勤する者
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他団体

●基本理念

こどもの権利を保障するのに当たり、基本となる事項を規定する。

【検討案】

- (1) こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (2) こどもは権利の主体であり、差別や偏見を受けず、等しく尊重されること。
- (3) こどもの成長と発達、個別の状況等に配慮すること。

2 骨子案（未定稿） 続き

●こどもの権利の保障

数あるこどもの権利の中で、本市において特に大切にすべきこどもの権利を規定する。

【検討案】

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 安心して生きる権利 | (3) 自らを守り、守られる権利 |
| (2) 豊かで健やかに育つ権利 | (4) 意見を表明し参加する権利 |

●役割・責務

こどもの権利を保障するために、各々の役割・責務を明記する。

【検討案】

- (1) こども：自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を尊重すること。
- (2) 保護者：こどもの育成に対し、第一義的な責任を有するものであって、こどもの人格と尊厳を尊重し、愛情をもって養育すること。
- (3) 市：①こどもに関する施策を実施するとともに、こどもが安心して生活できるまちづくりを推進すること。
②保護者、育ち学ぶ施設、市民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 育ち学ぶ施設：こどもが集団生活を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境を整備するとともに、年齢や発達に応じた指導及び支援に努めること。
- (5) 市民等：地域活動における地域の人の交流又は自然、歴史及び文化との関わりを通して、こどもの健やかな育ちの支援に努めること。
- (6) 事業者：雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備や労働者の意識向上に努めること。

2 骨子案（未定稿） 続き

●こどもの意見聴取

こどもの意見表明及び参加について規定する。

【検討案】

こどもの意見表明及び参加

- ①市、育ち学ぶ施設、市民等及び事業者は、こどもに関わる施策又は取組等について、こどもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するよう努める。
- ②市、保護者、育ち学ぶ施設、市民等及び事業者は、こどもの意見表明や参加を促進するため、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努める。

●こどもの権利の普及

こどもの権利の周知・啓発について規定する。

【検討案】

こどもの権利の周知・啓発

市は、こどもの権利及びこの条例について、こども、保護者、育ち学ぶ施設、市民等及び事業者が正しく理解を深めるため、周知及び啓発に努める。

3 今後のスケジュール

